

日本政府に職場におけるセクシュアルハラスメントや暴力を禁止する 国際労働基準 I L O 条約への賛同を求める意見書

ジュネーブで開かれた国際労働機関（I L O）の年次総会は、職場におけるセクシュアルハラスメントや暴力をなくすための国際基準として拘束力を持つ条約を制定すべきだとした委員会報告を採択した。

I L O による、セクシュアルハラスメントや暴力撤廃の国際基準決定は、初めてのことであり、「ハッシュタグ・ミー・トゥー」という一人一人による性被害の告発運動が、瞬く間に世界へ広がった流れから見て、絶好のタイミングであり、大いに歓迎したい。

しかし、これに対する日本政府の対応には疑義を禁じ得ない。

I L O 加盟国の政府・労働者・使用者の代表による討議において、1、拘束力を伴う条約、2、拘束力のない勧告、3、拘束力を伴う条約を勧告で補完、という3つのいずれにするかが議論された。E U 諸国、中南米、アフリカ諸国、さらには日本の連合も労働者側の立場をとり、「拘束力を伴う条約を勧告で補完」を支持した。ところが、日本政府は、「2、拘束力のない勧告」が望ましいという使用者側の立場をとり、「条約にするにしても、多くの国が批准できるような柔軟な内容とすべき」としている。

今回の国際基準決定のもとになった I L O 事前調査によると、セクシュアルハラスメントの法的規制がある国は80カ国のうち60カ国に上り、すぐにでも条約を批准できると言える。それに対し、日本は「法的規制がない20カ国」であり、条約となった場合、批准するには法的な対応が必要となる数少ない国の一つである。

先般の財務省事務次官、官僚、自治体首長らによる相次ぐ「セクハラ」事件やそれへの不適切きわまりない対応や二次加害発言等を鑑みても、セクシュアルハラスメントや暴力のない職場をつくるための法的規制は、喫緊の課題である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記のことを強く求める。

記

- 1 政府は、「拘束力を伴う条約を勧告で補完」とする強い効力を持つ国際労働基準 I L O 条約制定に賛成し、条約制定に向けて積極的に取り組むこと。
- 2 国会はセクシュアルハラスメントを規制する法整備を進めること。
- 3 政府及び国会は、条約制定の際には速やかに批准すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年6月29日

三鷹市議会議長 宋 戸 治 重